



福岡医発第 2862 号 (地)

令和 4 年 1 月 14 日

各 医 師 会 長      殿

福 岡 県 医 師 会

会長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に感染した患者にかかる  
労災保険請求の推奨について (再周知)

標記の件につきましては、新型コロナウイルスに感染された患者が受診された際に、業務によって感染したと思われる場合においては、労災保険の適用となる可能性があるため、福岡労働局労働基準部労災補償課 (TEL : 092-411-4799) 宛ご照会いただくよう令和 2 年 7 月 31 日付け福岡医発第 1245 号 (地) にてご連絡申し上げているところです。

今般、感染が長期化している状況を踏まえ、別添のとおり福岡労働局労働基準部労災補償課長より同内容の周知依頼が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、改めて貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおきましては、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の考え方や、「労働者の方向け」及び「企業 (労務) の方向け」の Q & A などが掲載されておりますことを申し添えます。

---

小郡三井医師会より

労災担当理事 田中英二

会長 島田昇二郎

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 2 月 2 2 日

公益社団法人  
福岡県医師会 御中

福岡労働局労働基準部  
労災補償課長

職場で新型コロナウイルスに感染した患者様に係る  
労災保険請求の勧奨のお願いについて

日頃から労災補償行政に対しまして、特段の御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。また、昨年から引き続いております新型コロナウイルス感染症に係る状況にあって、懸命な御対応をされていることに対しまして改めて敬意を表します。

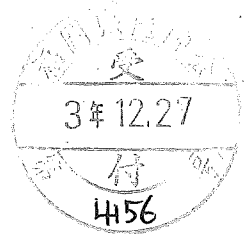
最近の感染状況を見ますと、貴医師会所属医師の献身的な取り組みやワクチン接種の効果などから新規感染者数としては沈静化している状況ですが、オミクロン株による感染拡大傾向など第六波が懸念されているところです。

既にご承知のこととは存じますが、医療従事者や介護従事者にかかわらず、接客サービス業等でも労働者が新型コロナウイルスに感染し、感染経路が判明し、その感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の支給対象となるところです。

つきましては、業務が御多忙を極めている折に大変恐縮でございますが、新型コロナウイルスに感染された患者様が受診された際に、業務によって感染したと思われる場合におきましては、労災保険の適用となる可能性がありますので、労働基準監督署への相談等についてご案内いただきますよう、関係医療機関へ周知していただきますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省ホームページにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の考え方や、「労働者の方向け」及び「企業（労務）の方向け」のQ&Aなどを掲載しておりますので、併せてご案内いただきますよう、お願いいたします。（厚生労働省のリーフレット添付）

なお、本件につきましては、昨年7月をお願いしているところ、感染が長期化している状況を踏まえ、重ねてのお願いになりますがよろしくお願いいたします



## 業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

### 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、**感染リスクが高い業務※に従事し、  
それにより感染した蓋然性が強い場合
  - ※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、  
業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合  
も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省ＨＰのＱ＆Ａ  
（項目「５ 労災補償」）をご覧ください▶



### 労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

#### 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

#### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

■ 給付日：休業４日目から

■ 給付額：休業１日あたり給付基礎日額の８割（特別支給金２割含む）

\* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前３か月分の賃金を暦日数で割ったものです

#### 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

